
第2章 災害予防計画

- 第1節 防災意識の啓発
- 第2節 地域防災力の向上
- 第3節 防災訓練
- 第4節 災害時における要配慮者支援体制の強化
- 第5節 物資等の備蓄、調達体制の整備
- 第6節 都市の防災構造の強化
- 第7節 土砂災害・山地災害・地盤災害対策の強化
- 第8節 水防対策の強化
- 第9節 農林業関係予防対策
- 第10節 情報収集・伝達体制等の強化
- 第11節 避難対策の充実
- 第12節 災害廃棄物処理体制の整備
- 第13節 火災予防、消防・救助・救急体制の強化
- 第14節 医療救護体制の強化
- 第15節 緊急輸送対策の強化
- 第16節 防災拠点の整備
- 第17節 建築物の災害予防
- 第18節 ライフライン等予防対策
- 第19節 危険物施設等災害予防対策
- 第20節 文教対策の強化
- 第21節 相互応援体制の強化
- 第22節 大規模火災等予防対策
- 第23節 交通事故関係災害予防対策
- 第24節 放射性物質等運搬事故予防対策
- 第25節 原子力災害予防対策

本章は、鹿沼市域での災害発生を防止し、又は被害を軽減するための環境整備や、災害発生時の応急・復旧対策を円滑、的確に行うための日頃の備え等を定める。

市及び各防災関係機関は、この計画を日々実行し、定期的に進捗を確認するよう努める。

第1節 防災意識の啓発

《課 題》

地域防災力を発揮するには、職員や住民の個々の防災能力を向上させる必要がある。

最近では、ゲーム感覚の研修ツールやインターネットを利用した防災学習教材等が開発され、普及していることから、目的に応じた教育・研修メニューやツールを用意し、関係機関の職員や住民が研修等に参画しやすい環境を整備していくことが重要である。

第1 住民の防災意識の啓発

実施担当	総合政策部、消防本部、防災関係機関
------	-------------------

1 自主防災思想の普及、徹底

市（総合政策部）は、県や防災関係機関と協力して、住民への自主防災思想や正確な防災・気象地震に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

＜自主防災の基本理念＞

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、防災に関する基本的な知識を身に付けると共に、地域において自主防災会等が行っている防災活動に協力するよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、自主防災会等が行っている応急・復旧活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

2 防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部）は県や防災関係機関と協力して、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、ちらし等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- ・防災情報アプリ、ホームページ、メール、SNSによる防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

イ 北部防災コミュニティセンターの活用

市（総合政策部）は、北部防災コミュニティセンターの機能を活用した防災訓練や市民への防災知識の普及活動を促進する。

ウ 消防団員等による指導

市（消防本部）は、消防団員等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口等の点検、災害時にとるべき行動、避難場所・経路、重要水防箇所、災害危険箇所等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

エ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及に当たって、市は、防災訓練・講習会・出前講座やチラシの配布、ホームページやメールによる防災情報の提供等により、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・水防月間（5月1日～5月31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

第2 防災上重要な施設の管理者等の教育

実施担当	総合政策部、消防本部、防災関係機関
------	-------------------

市及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇薬等の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第3 職員に対する防災教育

実施担当	総合政策部、防災関係機関
------	--------------

市及び防災関係機関は、職員に対して災害時の適正な判断力を養成し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

- ・震度階級、マグニチュード、活断層、余震等災害に関する知識
- ・気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風或いは、災害危険箇所等災害に関する知識
- ・災害に対する予防、応急対策に関する知識
- ・災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）

- ・緊急地震速報に関する知識
- ・防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- ・その他災害対策上必要な事項

第4 防災に関する調査研究

実施担当	総合政策部、消防本部、防災関係機関
------	-------------------

同じ地域でも、災害の規模や、発生する季節、時刻、気象条件等が異なれば、被害等の状況も異なることから、市及び防災関係機関は、過去の災害事例・教訓や調査・研究成果等を参考に、鹿沼市域で起こりうる災害の種類、規模を想定し、鹿沼市域で起こりうる事態についての調査の推進に努める。

第5 言い伝えや教訓の継承

実施担当	総合政策部、教育委員会、防災関係機関
------	--------------------

市、県及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域は、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 地域防災力の向上

《課 題》

多数の火災や建物被害が同時多発した場合には、住民や自治組織が主体的に地区内の消火・救出活動を行う必要がある。また、広域的な豪雨が発生した場合には、自主防災会による水防活動への協力や、浸水区域での迅速かつ安全な救助活動が必要となる。

しかしながら、自主防災組織の結成率は9割以上あるものの、防災訓練の実施率は3割以下の低い水準にある。

第1 住民・事業者の対策

実施担当	総合政策部、市民部、経済部、住民、事業者
------	----------------------

1 住民の活動

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

＜住民が行う主な防災活動＞

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報、気象注警報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- イ 緊急地震速報、震度、マグニチュード等の知識
- ウ 過去に発生した被害状況
- エ 近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（初期消火、避難方法、避難指示等発表時や避難所での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難場所・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（N T Tの災害用伝言ダイヤルの活用 等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任 等） 等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- イ 水、食糧、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品
- ウ 消火器、スコップ、大工道具等資機材の整備

(4) 医療機関から処方された治療薬、人口呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(5) 各家庭の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、ガラス飛散防止等）

(6) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法など）

(7) 市や地区（自治会、自主防災会、コミュニティ推進協議会等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(8) 地区（自治会、自主防災会、コミュニティ推進協議会等）が行う、相互協力体制の構築への協力等

2 事業者の活動

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行なう防災活動に協力できる体制を整える。

市及び県（危機管理防災局・産業労働観光部・その他各部局）は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災意識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

※事業継続計画の概要

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2 自主防災体制の整備

実施担当	総合政策部、自治会、自主防災会、防災士
------	---------------------

大規模な災害では、防災関係機関の対応能力を超える災害対策のニーズが発生するため、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき地域住民が相互に助け合って、避難や救出救護等行わなければならない。

このため、各地区において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織を整備して、平常時から、自分たちの地域は自分達で守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行うものとする。

1 自主防災組織の活動

市は、自治会、自主防災会の自主防災活動を推進する。

(1) 危険箇所等の把握

地区内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害警戒区域等、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地区の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法的習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

市や県（危機管理防災局）が実施する研修会・講演会の参加や、消防等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 災害時の要配慮者支援

市、自治会、自主防災会、消防団、女性防火クラブ、福祉関係者等との連携のもと、地区の災害時の要配慮者の把握や避難支援個別プランの作成等に協力し、要配慮者の救助・救護体制の向上に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災会、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

2 自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

市は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を推進する。

また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。

ア 自主防災会への資機材の整備支援

イ 自主防災会が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災会が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災会に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

(2) 防災士の育成

自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、市は、防災士の資格取得・活動を支援し、防災士の育成を推進する。

(3) 商店会等の地域団体の活用

市は、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

第3 消防団の活性化

実施担当	消防本部
------	------

市は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と団員の交流等を通じ、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるように努め、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 団活性化の推進
- (2) 団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 団員に対する必要な資格の取得など実践的な各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

第4 女性防火クラブの育成・強化

実施担当	消防本部
------	------

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

第5 災害ボランティアの環境整備

実施担当	保健福祉部、鹿沼市社会福祉協議会
------	------------------

1 ボランティアの環境整備

市及び市社会福祉協議会は、県や県社会福祉協議会と協力して、住民のボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (1) ボランティアに係る広報の実施【県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、とちぎボランティアNPOセンター】
- (2) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネータの養成・研修事業の実施
【県、市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、とちぎボランティアNPOセンター】
- (3) ボランティア団体の育成・支援【県、市（市民部）、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会】
- (4) 災害救援活動に係るマニュアルの策定【県社会福祉協議会】

2 行政とボランティア団体との連携

市、市社会福祉協議会は、県（危機管理防災局、保健福祉部）や県社会福祉協議会と連携して、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等を決めておく。

第6 人的ネットワークづくりの推進

実施担当	総合政策部、保健福祉部、消防本部、消防団、鹿沼警察署
------	----------------------------

災害による被害を最小限に防ぐため、市は、県（危機管理防災局・保健福祉部）の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自治会、自主防災会、消防団、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進する。

これにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第3節 防災訓練

《課 題》

地域の力を蓄えるには、職員や住民の個々の防災能力を向上させるとともに、相互の連携を強化する必要がある。また最近では、状況判断能力を養うための多様な演習・訓練手法が開発され、普及している。

目的に応じた研修・訓練メニューを用意するとともに、関係機関の職員や住民が訓練等に多く参加できる機会を設け、地域の力を高めていくことが有効である。

第1 総合防災訓練

実施担当	総合政策部
------	-------

市は、本計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、学校、事業所、自治会、自主防災会、防災士、障がい者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者等の参加による総合防災訓練を実施する。実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助・互助・共助による活動を重視する。

訓練のテーマは、地域の特性や防災環境の変化に配慮し、次のような項目について実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部等設置訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- (3) 消火訓練、水防訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- (6) 応急救護、応急医療訓練
- (7) ライフライン応急復旧訓練
- (8) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (9) 救援物資・緊急物資輸送訓練
- (10) ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、広報訓練、救助訓練及び消火訓練）
- (11) 広域応援訓練
- (12) 災害時の要配慮者避難支援訓練

第2 図上訓練

実施担当	総合政策部、防災関係機関
------	--------------

市、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

第3 非常招集訓練

実施担当	総合政策部
------	-------

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

第4 通信訓練

実施担当	総合政策部、上下水道部、消防本部、消防団、鹿沼土木事務所、鹿沼警察署、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)
------	---

市及び防災関係機関は、災害時の被害状況や要請等の連絡、指示等の伝達を迅速、適切に行えるよう通信訓練を実施する。

第5 消防訓練、水防訓練

実施担当	消防本部、消防団
------	----------

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

また、鹿沼市水防計画に基づいて、毎年水防訓練を実施する。

第6 自主防災訓練

実施担当	総合政策部、市民部、自主防災会、防災士
------	---------------------

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災会や防災士が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

なお、核家族化や少子高齢化によるコミュニティの脆弱化は、地域の防災力を低下させる原因となる。このため市は、自主防災訓練に当たって、世代間や地域内での市民交流を促進し、顔の見える関係の強化に配慮した訓練（避難所宿泊訓練等）を指導する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練、避難誘導訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 災害時の要配慮者避難支援訓練 等

第4節 災害時における要配慮者支援体制の強化

《課 題》

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害しやすい。

本市の65歳以上の人口割合は、市全体で30パーセントを超え（R4.3.31）、超高齢社会となった。このため、福祉関係者や自治組織等が連携して、災害時における高齢者、障害者、乳幼児等（以下「要配慮者」という。）の避難支援、福祉施設への受入れ等を円滑に行える体制を確立する必要がある。

第1 高齢者、障害者、乳幼児等に対する対策

実施担当	保健福祉部、消防本部、教育委員会、消防団、民生委員児童委員、自治会、自主防災会、女性防火クラブ
------	---

市（保健福祉部）は、鹿沼市地域福祉計画及び鹿沼市地域福祉活動計画及び鹿沼市避難行動要支援者支援計画（「鹿沼市災害時要支援者マニュアル」を平成26年度から改定）に基づき、災害時の要配慮者の支援体制の向上を促進する。

1 地域における災害時の要配慮者に対する安全性の確保

(1) 地域の協力体制の整備

災害時に要配慮者を災害から守るためには、日頃から地域の人々が相互に助け合える関係が必要である。そのため、市は、自治会、民生委員・児童委員、消防団、警察署、医療機関、福祉関係機関、自主防災会、避難支援等に携わる者（以下、「避難支援等関係者」という。）と協力して、要配慮者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。特に、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で、生活の基盤が自宅にあり、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下、「避難行動要支援者」という。）の支援体制を重点的かつ優先的に整備していくものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿

市は、避難行動要支援者の最新状況の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

また、名簿の作成・更新に当たっては、要配慮者に関する必要な情報を市の関係部局内から情報を集め（災害対策基本法第49条の10第3項）、県その他の関係者に対しても要配慮者に関する必要な情報提供を求める（災害対策基本法第49条の10第4項）ように努める。

なお、作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を避難行動要支援者の避難支援等の際には有効に活用するとともに、日頃は適正に管理し、作成・更新及び保管に当たっては、個人情報の取扱いに十分配慮する。

ア 対象者（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する者は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で、生活の基盤が自宅にあり、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者を重点的・優先的に掲載する。

イ 記載事項（災害対策基本法第49条の10第2項）

避難行動要支援者名簿等には、少なくとも次の事項を記載する。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦その他避難支援等の実施に関し市長が認める事項

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を市の関係部局内で活用する（災害対策基本法第49条の11第1項）とともに、本人の同意があった場合は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市の関係部局で活用し、さらに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、事前に名簿情報を提供するものとする（災害対策基本法第49条の11第2項）。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供する。（災害対策基本法第49条の11第3項）

エ 名簿情報を提供する場合における配慮

市は、名簿情報を避難支援等関係者へ提供する場合、個人情報保護のために、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- ①名簿情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②名簿情報が無用に共有、利用されないよう避難支援等関係者に対し指導する。
- ③災害対策基本法に基づく秘密保持義務が課せられていることを避難支援等関係者個人に対し十分に説明する。
- ④避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、また、その保管については、適正かつ厳重に行える場所等で行うよう指導する。
- ⑤団体への名簿情報の提供である場合は、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するように指導する。
- ⑥名簿情報の提供先に対し、名簿情報の取扱いには十分に注意するよう周知し、啓発する。

オ 避難のための情報伝達における要支援者への対応

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難等の発令及び伝達に当たり、要支援者に合った必要な情報を一人ひとりに的確に伝わるよう配慮しなければならない（災害対策基本法第56条第2項）。

カ 避難支援等関係者の秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者、若しくはその当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（災害対策基本法第49条の13）。

(3) 避難支援個別プラン（個別避難計画）の作成

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための避難支援個別プラン（以下「個別プラン」という。）を、本人の同意を得て作成することに努める。（災害対策基本法第49条の14）

個別プランは、避難支援等関係者と連携して情報の収集、作成・更新等を行い、個人情報の取扱いに十分配慮する。

ア 記載事項（災害対策基本法第49条の14第3項）

避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

- ①避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ②避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ③その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者情報の利用

市は、個別プランの作成に必要な限度で、保有する避難行動要支援者の氏名等の情報を、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、市は、個別プランの作成のために必要があるときは県その他関係者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。（災害対策基本法第49条の14第3項）

ウ 避難支援等関係者への事前の個別プラン情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別プラン情報を市の関係部局内で活用する（災害対策基本法第49条の15第1項）とともに、本人の同意があった場合は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、事前に個別プラン情報を提供するものとする。（災害対策基本法第49条の15第2項）

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に個別プラン情報を提供する。（災害対策基本法第49条の15第3項）

エ 個別プラン情報を提供する場合における配慮

市は、個別プラン情報を避難支援等関係者へ提供する場合、個人情報保護のために、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- ①個別プラン情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ②個別プラン情報が無用に共有、利用されないよう避難支援等関係者に対し指導する。
- ③災害対策基本法に基づく秘密保持義務が課せられていることを避難支援等関係者個人に対し十分に説明する。
- ④個別プランは必要以上に複製せず、また、その保管については、適正かつ厳重に行える場所等で行うよう指導する。
- ⑤団体への個別プラン情報の提供である場合は、その団体内部で当該情報を取扱う者を限定するように指導する。
- ⑥個別プラン情報の提供先に対し、当該情報の取扱いには十分に注意するよう周知し、啓発する。

オ 避難支援等関係者の秘密保持義務

個別プラン情報の提供を受けた避難支援等関係者、若しくは当該個別プラン情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく個別プラン情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（災害対策基本法第49条の17）

(4) 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先する。避難行動要支援者は、避難支援等関係者が支援できない可能性があることを十分理解し、平常時から災害発生時に備えておくことが望ましい。

(5) 支援体制の強化

市及び関係機関は、被災者要配慮者支援防災学習会や要配慮者参加型防災訓練を行い、災害情報の伝達、要配慮者の避難誘導・安否確認、福祉避難所の運営支援等を避難支援等関係者の安全に十分に配慮しながら円滑に行える体制を整備する。

(6) 緊急通報システム等の整備

災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムが必要な高齢者宅への設置を促進する。

(7) 幼児対策

市教育委員会、こども未来部及び県と協力して、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(8) 防災知識の普及・啓発

県（危機管理防災局・保健福祉部）と協力して、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第2 社会福祉施設等における対策

実施担当	保健福祉部、施設所管部、社会福祉施設の管理者
------	------------------------

1 社会福祉施設等における対策

市（保健福祉部）は、災害時に要配慮者が入所し、通所する福祉施設について、防災対策を向上させる。

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

県（保健福祉部）と協力して、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

県（保健福祉部）と協力して、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導する。また、非常用通報装置の設置も指導していく。

さらに、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 緊急連絡体制の確保

社会福祉施設への通信手段を確保し、警報や避難情報など災害時に必要な情報を早く確実に連絡できる体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

県（保健福祉部）と協力して、被災した高齢者、身体障害者、知的障害者等の要配慮者等に対する支援が円滑に行われるよう、社会福祉施設のショートステイの活用、民間福祉避難所の設置等、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用体制を整備する。

(4) 防災教育・訓練の充実

県（保健福祉部）と協力して、社会福祉施設の管理者に対し、職員、利用者の防災訓練を

定期的を実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

2 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

市（施設所管部）は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が送れるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置、福祉避難所等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

また、自力での避難が困難な要配慮者のために、洪水等の際に一時避難が可能となるよう、想定外力に耐えうる構造や階層にするなど、施設の防災性能を確保する。

第3 外国人支援策

実施担当	総合政策部、市民部、保健福祉部、鹿沼市国際交流協会
------	---------------------------

1 多言語化による外国人（日本語の理解が十分でないもの）への防災知識の普及

市（総合政策部、市民部）は国際交流協会と連携して、自らの広報媒体への防災啓発記事の掲載や防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、市（総合政策部、市民部）は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」の提言による）に努める。

2 地域等における安全性の確保

市（総合政策部）は、自治会や外国人雇用事業者等と連携して、外国人の状況を把握し、災害時の防災行動を支援する体制整備を推進する。

3 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（市民部）は、災害時に、市内の外国人に適切な情報提供を行うため、国際交流協会との連携強化を図り、通訳・翻訳ボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努める。

4 災害多言語支援センターの設置

市（市民部）は、災害の規模・被害等に応じ、鹿沼市国際交流協会に「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

5 日本語を解さない外国人の支援

市（保健福祉部）は、日本語を解さない外国人（日本語の理解が十分でないもの）を要配慮者として、自治会、民生委員児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿に登録し、避難支援個別プランを作成する。

第5節 物資等の備蓄、調達体制の整備

《課 題》

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。

このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

- ① 住民、事業者等は、各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活用品を備蓄する。
- ② 市は、住民等の備蓄を補完するため、市の地震被害想定における最大避難所生活者数（7,497人）の2食分を市内で確保する。

※県では、県の被害想定による最大避難所生活者数（170,000人）分を確保することになっている。

第1 住民等の備蓄促進

実施担当	総合政策部、防災関係機関
------	--------------

市及び防災関係機関は、住民や事業者等に対して、家庭や職場で、飲料水（1人1日当たり3リットル）、食料、日用品等を、非常持ち出し品として3日分程度用意しておくよう啓発する。

第2 市の備蓄整備

実施担当	総合政策部、保健福祉部
資 料 編	(資料)-82 備蓄倉庫等一覧表 (資料)-20、22 災害時における食糧、生活必需品等の確保に関する協定 (資料)-24 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定 (資料)-26 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定 (資料)-28 栃木県公設卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定 巻末図6 孤立危険地区分布図

市は、地震被害想定による最大避難所生活者数の2食分程度15,000食（※）の飲料水、食料、生活用品等を、現物備蓄することを目標とするほか、現物備蓄で不足する分については、国や県、被災地以外の地方自治体からの支援物資及び協定締結団体等に依頼して提供される物資を充てる。 ※想定避難所生活者数7,497人×2食分

1 備蓄品目

- (1) 寝具類
- (2) 衣料類
- (3) 炊事用具
- (4) 食器類
- (5) 日用品雑貨
- (6) 光熱材料
- (7) 食料（調理を要しないもの、高齢者や乳児への配慮した内容、ほ乳瓶等を確保する。）
 ※鹿沼市の総人口に占める65歳以上の割合は約30%、2歳未満の割合は約1%である。
- (8) その他（簡易トイレ、福祉用具（車椅子、視覚障害者用つえ、補聴器等）、住民の実情に応じた必要な品目）

2 備蓄場所

現物備蓄については、避難所予定施設や孤立化のおそれがある地区の公民館等に、分散備蓄を進める。また、備蓄品の定期点検を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める

3 流通備蓄の把握

災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定等による流通備蓄については、流通状況を確認し、災害時に確保できる品目と量を把握しておく。

第6節 都市の防災構造の強化

《課 題》

本市の市街地は区画整理も進み、延焼火災になるような木造家屋密集地は少ない。また、市街地付近では、2km以内に広域避難場所がほぼ確保されているため、火災への防災性は高い水準にある。

今後は、土地利用や公共施設が防災上果たすべき機能と効果が発揮されるよう、総合的なまちづくりを推進することが重要である。

第1 災害に強いまちづくり

実施担当	都市建設部、教育委員会、環境部、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所
------	-----------------------------------

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

市（都市建設部）は、災害に強いまちづくりを考慮した都市計画を行う。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進するものとし、令和6年3月に立地適正化計画における防災指針を策定した。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの見直し

市は、都市計画マスタープランの見直しに当たって、防災の観点を考慮するとともに、県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、住民の協力を得て災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

市（都市建設部）は、災害に強い都市構造の形成を推進する。

(1) 防災機能を有する施設の整備

県（県土整備部・その他各部局）と相互に連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(2) 火災に強い都市構造の形成

県（県土整備部・その他各部局）と相互に連携し、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域・準防火地域又は建築基準法第22条区域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

(3) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地の指定促進等により、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市（都市建設部・教育委員会）は県（危機管理防災局・県土整備部）と相互に連携し、避難場所となる公園の整備に当たって、食糧等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの利活用促進

市は、災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

5 火災延焼防止のための緑地整備

市は県（環境森林部・県土整備部・教育委員会事務局）と相互に連携して、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	総合政策部、消防本部、教育委員会
------	------------------

県（危機管理防災局）は、地震防災対策特別措置法に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

市は、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

＜鹿沼市における第6次五箇年計画（令和3年～7年）の対象事業＞

消防用施設

第7節 土砂災害・山地災害・地盤災害対策の強化

《課 題》

土砂災害・山地災害（崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり）については、毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大している。これらの災害で、尊い人命が失われている現状にある。

当市域には、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり）は1,179箇所、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区（山崩れ）、崩壊土砂流出危険地区（土石流）、地すべり危険地区）は764箇所へのぼり、市全域に分布している。

土砂災害・山地災害の対策として、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

実施担当	総合政策部、都市建設部、消防本部
------	------------------

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命及び身体を守るため、市（都市建設部・総合政策部）は県と連携し、「土砂災害防止法」に基づき、次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の指定等

(1) 土砂災害警戒区域

市（総合政策部、都市建設部）は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）」として指定するにあたり、県に対して協力を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ市民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。市（都市建設部）は県に対して協力を行う。

ア 都市計画法に基づく開発行為の制限

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

2 予防対策

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずる。市はこれに協力する。

3 警戒区域等における警戒避難体制の整備

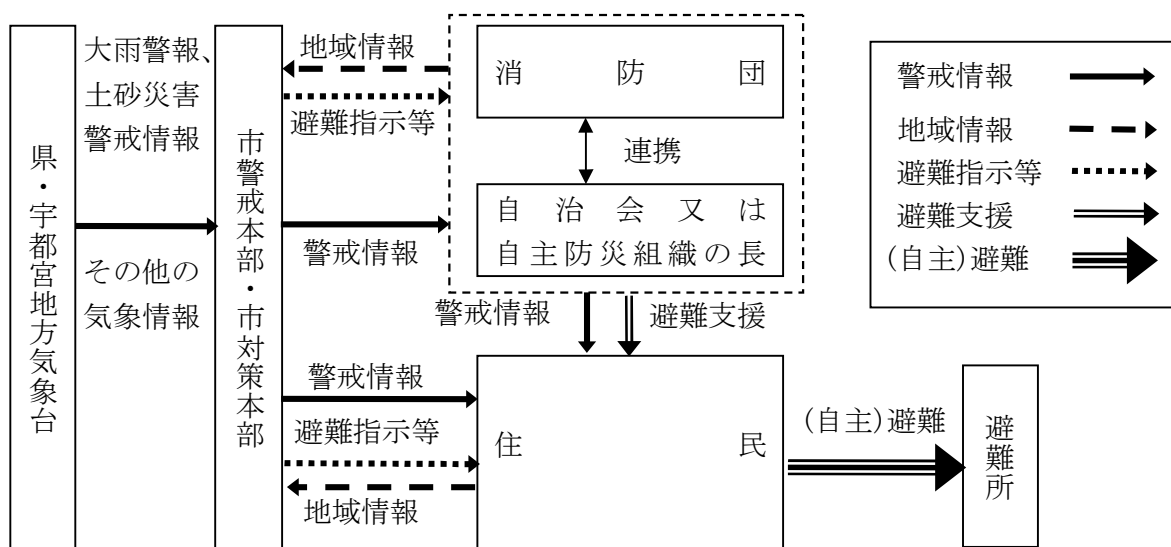
(1) 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があった場合、本計画において、警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害防止法の改定により、警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を本計画に定めるとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わねばならない。

(2) 地域住民への周知

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について、印刷物の配布その他必要な措置をもって、地域住民に周知を行う。



【警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系】

第2 造成地災害防止対策の推進

実施担当	都市建設部
------	-------

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の経過措置に基づく対策

市は県と連携して、旧宅地造成工事規制区域内の宅地において、崖崩れや土砂の流出による災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して必要な措置を講じるよう指導する

旧宅地造成工事規制区域の現況

箇所名	面積	該当町名
日吉地区	401ha	日吉町、花岡町、西鹿沼町、三幸町、上日向、下日向、深岩の各一部
坂田地区	98ha	坂田山一丁目、坂田山二丁目、坂田山三丁目、坂田山四丁目、千手町、今宮町、西鹿沼町、上木材町、玉田町の各一部
糠塚山地区	58ha	千渡、仁神堂町、下武子町の各一部

2 大規模盛土造成地の安全性確保等

市は、県が公表した大規模盛土造成地について、県と連携して、安全性把握及び安全性確保に向けた取り組みを実施するとともに、災害防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

実施担当	都市建設部
------	-------

市は、大地震等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定体制を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、被災宅地危険度判定実施要綱等に基づき、被災宅地危険度判定実施体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

市は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第4 がけ崩れ防止等対策

実施担当	総合政策部、都市建設部、消防本部
資料編	(資料)-37 土砂災害警戒区域等一覧表（急傾斜地の崩壊）

当市域には、土砂災害警戒区域等（急傾斜地）が656箇所あり、市全域に分布している。

1 危険箇所の実態調査

市は県と協力し、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

なお、崩壊するおそれのある急傾斜地のうち、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。

2 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

市（都市建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安

全の確保を図るよう指導を行う。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

ア 県は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

イ 市（都市建設部）は、急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域において、県と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

ウ 市（都市建設部）は、建築基準法で指定する災害危険区域について、次の補助事業による家屋の移転等を推進する。

(ア) がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

(イ) 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

3 市民への周知

市は県と協力し、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市民に対し次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報するよう周知する。

＜危険状況判断のための着眼点＞

(1) 気象状況

- ・降雨量、積算雨量等の増加

(2) 崖地の状況

- ・湧水量が増加する
- ・表面流が発生する
- ・新たな湧水が発生する
- ・湧水が濁る
- ・湧水が停止する
- ・湧水が吹き出す
- ・亀裂が発生する
- ・斜面がはらみだす
- ・小石が斜面からばらばらと落下する
- ・地鳴りがする

※ 土砂災害警戒区域等一覧表の「急傾斜地の崩壊」

※ 道路管理者（市）は「集中豪雨時において冠水する可能性のある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

第5 土石流防止等対策

実施担当	総合政策部、経済部、都市建設部、消防本部
関連資料	(資料)-49 土砂災害警戒区域等一覧表（土石流） (資料)-60 山地災害危険地区一覧（崩壊土砂流出危険地区）

当市域における土砂災害警戒区域等（土石流）は 520 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 417 箇所

所ある。

土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防法により、県がその対策を順次実施している。

また、崩壊土砂流出危険地区については、県が地形地質・森林現況、保全対象等を考慮し緊急性の高いものから、順次対策工事を実施している。

市は県や県が認定した山地防災ヘルパーと協力し、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報するよう周知する。

＜危険状況判断のための着眼点＞

- ・流水が濁る
- ・河川水位が上昇する
- ・溪流内で転石の音がする
- ・流木が発生する
- ・土臭い臭いがする
- ・地鳴りがする
- ・異常に濁る
- ・河川水位が激減する

第6 地すべり防止等対策

実施担当	総合政策部、経済部、都市建設部、消防本部
関連資料	(資料)-52-7 土砂災害警戒区域等一覧表（地すべり） (資料)-67 山地災害危険地区一覧（地すべり危険地区）

当市域には、土砂災害警戒区域等（地すべり）が3箇所、地すべり危険地区が2箇所ある。地すべり危険箇所については、地すべり等防止法により、県がその対策を順次実施している。また、地すべり危険地区については、地すべり等防止法により、県が地形地質・森林現況、保全対象等を考慮し緊急性の高いものから、順次対策工事を実施している。

市は、県や県が認定した山地防災ヘルパーと協力して、周辺に居住する地域住民等を中心に、広く危険箇所の周知及び点検を行う。

また市は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報するよう周知する。

＜危険状況判断のための着眼点＞

- ・井戸水が濁る
- ・湧水が枯渇する
- ・湧水量が増加する
- ・池や沼の水かさが急変する
- ・亀裂、段差が発生・拡大する
- ・落石、小崩壊がある
- ・斜面がはらみだす
- ・構造物のはらみだし・クラックが発生する
- ・根の切れる音がする
- ・樹木が傾く
- ・地鳴り、山鳴りがする
- ・地面が震動する

第7 山くずれ防止等対策

実施担当	総合政策部、経済部、消防本部
資料編	(資料)-54 山地災害危険地区一覧（山腹崩壊危険地区）

当市域には、山腹崩壊危険地区が345箇所ある。

これらの山腹崩壊危険地区については、県が地形地質・森林現況、保全対象等を考慮し緊急性の高いものから順次対策工事を実施している。

市は、県と協力するとともに、県が認定した山地防災ヘルパーと連携しながら広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。

また市は、市民に対し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報するよう周知する。

第8 液状化対策の推進

実施担当	都市建設部
資料編	巻末図3 液状化危険性評価図

市は、液状化の危険性が高い軟弱地盤については、必要に応じて建築基準法施行令第42条の規定に基づく地盤が軟弱な区域に指定して、液状化による被害の防止、軽減のための措置を指導する。

また、液状化の危険性がある地盤での建築に当たっては、有効な地盤改良や基礎工法とするよう指導する。

第8節 水防対策の強化

《課 題》

市内では、過去には足尾台風やカスリーン台風等で多数の犠牲者が発生する大災害が発生しており、近年では関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により大きな洪水被害が発生している。

市西部を流れる思川、大芦川、荒井川、南摩川、栗野川等では、谷底平野において洪水により川が溢れ、集落の孤立化が発生しやすいほか、下流ではそれらの河川が合流するため、市西部で広域の豪雨となった場合には、合流部付近で特に浸水の危険性が高くなる。

また、市域全体では、時間雨量 10mm 以上で大雨の被害が出始め、時間雨量 20mm 以上かつ連続雨量 100mm 以上で床上浸水等が発生する傾向があり、現在市内には、テレメータの雨量計や水位計が多数配備され、住民もホームページでリアルタイムに情報を確認することが可能であることから、これらの情報を警戒避難に有効活用することが重要である。

第1 水防体制の充実

実施担当	消防本部、総合政策部
資料編	(資料)-9 洪水浸水想定区域図 (資料)-10 浸水リスク想定図 (資料)-74 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の避難実施要領

1 水防体制の訓練の充実

市（消防本部）は、県水防計画に準じて、毎年出水期前に鹿沼市水防計画を策定して、水防訓練や水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

2 洪水浸水想定区域における避難確保措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域等の指定があったときは、本計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地について定める。

また、洪水浸水想定区域が指定された区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

なお、避難確保計画及び洪水ハザードマップの作成に当たっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

3 避難確保計画の作成指導等

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域内に地下街等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導するとともに、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

また、水防法の改正により、本計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設を利用している者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない、さらに当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わねばならない。

なお、市は、計画の作成及び訓練の実施について報告を受けた際には、要配慮者利用施設の

所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な助言又は勧告を行う。

第2 治水対策

実施担当	総合政策部、都市建設部、上下水道部、経済部、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所、上都賀農業振興事務所、独立行政法人水資源機構思川開発建設所、土地改良区、水利組合
------	--

1 外水はん濫対策

県は、黒川をはじめとする県管理河川について、総合的な流域対策や、河川整備計画に基づき、効果的な河川整備を行う。

県は、黒川や思川等の重要水防箇所、思川の合流部等の河川改修を推進し、外水はん濫による被害の軽減を推進する。また、準用河川について、市（都市建設部）は県に準じた河川整備を促進する。

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「栃木県減災対策協議会」が設置され、河川管理者、県、市町、国等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を計画的に推進することにより社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指すこととなった。

また、令和3年度には、栃木県減災対策協議会において、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「栃木県流域治水プロジェクト」が策定され、取組を推進していくこととなった。

さらに、市は、国・県の取り組みと連携・連動し、安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めるため、関係機関で構成する「鹿沼市総合治水対策協議会」を設立し、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な治水対策を推進する。

2 内水はん濫対策

市は、台風や集中豪雨等による内水被害を軽減するため、河川管理者等と連携して、水路、下水道の整備を推進する。

また、土地改良区や水利組合等と連携して、田んぼダムの取組を推進する。

第9節 農林業関係予防対策

《課 題》

大規模な災害が発生した場合、農林漁業用施設、農作物、畜産物に甚大な被害が発生し、農林業者の経済的被害のほか、家畜伝染病等による被害が発生するおそれがある。

実施担当	経済部、土地改良区、水利組合、上都賀農業協同組合、鹿沼市森林組合、栗野森林組合
------	---

1 農地・農林業用施設及び林業用施設対策

土地改良区等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。市及び県（環境森林部、農政部）は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

(1) 各施設の共通的な対策

ア 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

イ 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(2) 農業用ダム・ため池施設対策

農業用ダム・ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

(3) 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。
また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

(1) 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、農産物集出荷調整施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

(2) 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 情報収集・伝達体制等の強化

《課 題》

市西部の災害時に孤立するおそれがある地区については、携帯電話等の通信エリア外の範囲もあり、有線通信網が寸断した場合には通報もできなくなるおそれがある。

また、大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたい事が十分に伝わらない問題がある。このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

第1 通信手段の確保

実施担当	総合政策部、消防本部
資料編	巻末図6 孤立危険地区分布図

1 各種通信手段の確保

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、地域住民等へ被害情報等の提供及び避難指示等を行うため、鹿沼市ホームページ、鹿沼市公式X、鹿沼市防災情報メール、防災情報アプリ、鹿沼市LINE、緊急速報メール、鹿沼ケーブルテレビによる放送等、自治会・自主防災会の連絡網、広報車等の各種情報伝達手段を確保するとともに、防災情報伝達設備の再構築を進める。

2 消防・救急無線

市は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

3 孤立化対策

市は、道路の寸断及び有線通信の途絶による孤立化のおそれがある地区について、代替手段により、これらの地区との通信の確保を推進する。

第2 災害広報体制の整備

実施担当	秘書室、総合政策部、鹿沼ケーブルテレビ
------	---------------------

1 ケーブルテレビの活用

市は、鹿沼ケーブルテレビと連携し、災害情報をケーブルテレビで放送する。また、より多くの市民が視聴可能となるよう、ケーブルテレビへの加入を促進する。

2 広報マニュアルの作成

放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習等を踏まえて、放送例文や放送を検討し、広報マニュアルを作成、更新する。

第 3 情報収集・伝達体制の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

市及び防災関係機関は次の対策の実施に努める。

1 情報の収集・伝達

- (1) それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を整備する。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムの I C T 化を図る。
- (3) 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化する。

2 機動的な情報収集

- (1) 機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (2) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

3 多様な情報収集体制の整備

民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制を整備する。

4 通信の確保

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練を積極的に行う。

第 4 安否情報システムの整備

実施担当	総合政策部、市民部
------	-----------

市は、災害時に市民の避難や被災等の状況を速やかに把握し、関係者からの照会に対応できるシステムの整備を推進する。整備に当たっては、鹿沼市住民基本台帳システムや国が整備した安否情報収集・提供システムとの連携を図るものとする。

第 11 節 避難対策の充実

《課 題》

市内の避難所は、コミュニティセンターや学校を指定しているが、耐震化が済んでいない施設がある。

また、西部の山間地では、避難所までの距離が遠い地区もあり、さらに、孤立化した場合には指定避難所に行けないことや、避難所への救援物資等の供給が困難となる可能性もある。

第 1 指定緊急避難場所の指定及び指定避難所の指定・整備

実施担当	総合政策部、市民部、都市建設部、教育委員会、自治会、自主防災会
資料編	(資料)-70 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表 (資料)-73-1 自治会避難場所（一時避難場所）

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、地域住民の生命の安全を確保するために、以下のとおり避難体制の整備、指定緊急避難場所の災害の種別ごとの指定及び指定避難所の指定を進める。

(1) 指定緊急避難場所の指定（災害対策基本法第 49 条の 4 の「指定緊急避難場所」）

指定緊急避難場所とは、地震などによる災害が発生した場合、一時的に避難し、身の安全を図る場所及び、地震等に伴う大火災の二次災害の危険から、地域住民の生命の安全を確保できる場所を市が指定する。

(2) 指定避難所の指定（災害対策基本法第 49 条の 7 の「指定避難所」）

指定避難所とは、一時的に難を逃れる指定緊急避難場所と区別して、被災者が一定期間生活する場所をいい、市が指定する。なお、指定避難所は指定緊急避難場所を兼ねることができる。

また、指定避難所のうち、各コミュニティセンター及び情報センターは福祉避難所を兼ねるとともに、指定避難所の各コミュニティセンター等は自主避難により自宅等から避難してきた市民を受け入れる。

(3) 栃木県知事への通知等について

市が指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようとするときは、その旨を栃木県知事に通知し、その旨を公示する

(4) 指定避難所以外の施設について

市は、災害が発生した場合、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の整備

市は、避難所の整備に当たっては、次のようなことに留意する。

＜整備に当たっての留意事項＞

- (1) 避難収容施設においては、バリアフリー化、耐震改修を促進すること。
- (2) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- (3) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- (4) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

- (5) 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成 13 度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、日本語の理解が十分でない外国人の避難に資するため、多言語化や「やさしい日本語」の活用に努めること。
- (6) 高齢者や障害者等に配慮した設備（ベッド、洋式トイレ等）の整備、代用設備の備蓄等に努めること。
- (7) 福祉避難所では、聴覚障害者向け掲示板等の設置、段差の解消等の要配慮者に配慮した施設の改修や、白杖、点字機、補聴器等の備品の整備、授乳スペースの配置などを考慮する。特に既設トイレの洋式化や手すりの設置等の改修や要配慮者用仮設トイレや携帯トイレの配備を進める。

3 学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

4 自治会避難場所（一時避難場所）

自治会または自主防災会は、地域住民の安全な避難を考慮し、必要と認められる場合は、住民が協力して指定の避難場所まで移動するための一時的な避難場所として、独自の避難場所（以下「自治会避難場所」という。）を設置できる。また、自治会避難場所は、一時的な避難場所であるが、地域の実情により孤立化等も想定した資機材の整備に努める。

自治会避難場所を設置する自治会または自主防災会は、各組織の防災計画または避難計画等にそのことを明記し、市に届け出るものとする。

市（各部）は、自治会避難場所への支援体制の整備を図る。

第 2 避難に関する知識の周知

実施担当	秘書室、総合政策部、鹿沼警察署
------	-----------------

市及び警察署は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等避難に必要な知識等の住民の周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

＜主な周知方法＞

- (1) 自主防災会等を通じた周知〈市〉
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知〈市〉
- (3) 避難場所マップ配布による周知〈市〉
- (4) 広報紙、インターネットによる周知〈県、市〉
- (5) 平素の警察活動での周知〈警察署〉

第 3 避難体制の整備

実施担当	総合政策部、市民部、消防本部、保健福祉部、鹿沼警察署、消防団、コミュニティ推進協議会、自治会、自主防災会、防災士、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	---

1 避難情報伝達手段の確保

市（総合政策部、消防本部、保健福祉部）は、浸水やがけ崩れ等が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、防災情報アプリ等の登録を推進するとともに、市の広報車等での巡回放送や、住民組織（消防団、女性防火クラブ、自治会、自主防災会、コミュニティ推進協議会等）と連携した戸別伝達、放送事業者の活用、防災情報メール、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。また、避難行動要支援者に対しては、それぞれの状況に応じた情報伝達機器の活用に努める（「第4節の第1の1（2）オ避難のための情報伝達における要支援者への対応」を参照）。

2 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市（総合政策部、市民部、消防本部）は、警察署、消防団、自治会、自主防災会、防災士等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から地域に対して、次のことに留意した避難体制の確立を指導する。

- ア 地区の連絡網を作成しておくこと。
- イ 地区の実態に応じ、避難経路を2つ以上選定しておくこと。
- ウ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

市（保健福祉部）は、在宅の高齢者、障害者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自治会、自主防災会及び民生委員児童委員等の福祉関係者との連携を綿密に行っておくよう努める。

また、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ 帰宅困難者対策

(ア) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災等の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

(イ) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市、県（危機管理防災局）、県警察、鉄道事業者は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」（県主宰）を設置して、必要な連絡調整を行う。

(ウ) 避難場所等の確保

鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を施しておくよう努める。

- ・ バス等による代替輸送及び併行社線との振替輸送等の計画の策定
- ・ 帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備

- ・ 飲料水及び非常食の備蓄
- ・ 市、県（危機管理防災局、県土整備部）、県警察と連携した避難誘導體制の整備
市は、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難場所を確保するものとし、併せて必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

県は、市町が行う予防対策への支援を行う。

企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一定量備蓄するよう努める。

(エ) 帰宅困難者の輸送手段の確保

市は県と協力して、鉄道事業者からの帰宅困難者の輸送要請に備えて、帰宅困難者の滞留場所から避難所までの輸送手段の確保に努める。

(オ) 市民への事前周知

市は県と協力して、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」等国の対策検証を参考にしながら、市民がとるべき帰宅困難者対策をあらかじめ整理し、ホームページ等に掲載するなどして、市民への事前周知を図る。

鉄道事業者は、利用客に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図るものとする。

企業や事業所等又は学校は、帰宅困難者の発生に備えて、従業員又は児童・生徒に、「大規模震災が発生したときは、見通しのないまま帰宅を開始しない」等必要な帰宅困難者対策の周知に努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（消防本部）及び警察署は、大規模小売店舗等の不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第 4 避難所の管理・運営体制の整備

実施担当	市民部、こども未来部、教育委員会、避難所運営職員に指定された職員
------	----------------------------------

1 避難所管理・運営体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、自主防災会や地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

また、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行なうため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

2 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自治会、自主防災会、防災士、市社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

第12節 災害廃棄物処理体制の整備

《課 題》

大規模な地震が発生した場合には、建物や上下水道等の被災により、大量のガレキ処理（想定震災廃棄物発生量 8,819 トン）、仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理体制が必要となる。また、大規模な洪水時には、浸水した家財等が大量に廃棄され、仮置場の確保と衛生管理、不法投棄の監視等が必要となる。

第1 廃棄物処理施設等の災害予防対策

実施担当	環境部
------	-----

市は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、次の災害予防対策に努める。

- (1) 処理施設等の点検、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等
- (2) 処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器等冷却水等に利用するための地下水及び河川水の確保

第2 災害時の廃棄物処理計画

実施担当	環境部
------	-----

市は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な災害を想定し、一般廃棄物処理基本計画の中に災害廃棄物処理計画を位置づける。

- (1) 被災地区・規模の想定
- (2) 災害時のし尿、ごみ、ガレキ等の発生量の予測
- (3) 仮設トイレ、消毒・脱臭剤等の備蓄、調達体制
- (4) 排出ルール
- (5) 収集・運搬体制、ルート
- (6) 仮置場の配置計画・運営体制

地震被害想定によるがれき仮置場の最大必要面積

種 類	重 量	必要面積
可燃性がれき	300 トン	300 m ²
不燃性がれき	5,273 トン	1,917 m ²
合 計	5,573 トン	2,217 m ²

(注) 算定条件は次の通り

- ・みかけ比重：可燃物 0.4 t / m³、不燃物 1.1 t / m³
- ・積み上げ高さ：5m
- ・作業面積率：100%

- (7) 中間処理、再資源化、最終処分場等での処理の方法・手順
- (8) 周辺市町村との協力体制、広域的な処理・処分の方法・手順
- (9) 仮置場等における粉塵、消臭等の環境対策、有害物質の漏えい・飛散の防止措置
- (10) 処理施設の応急・早期復旧のための方法・手順
- (11) 収集運搬車両・機器等の点検、洪水時避難対策、緊急出動体制

第13節 火災予防、消防・救助・救急体制の強化

《課 題》

大地震により火災、建物被害、水道管被害等が同時多発した場合、消火栓使用や道路交通に支障がある中で、消火活動と救助活動を同時に求められることになる。

また、消防団の課題としては、団員の確保困難や高齢化、地域の実情に応じた組織の見直し、近年の激甚化傾向にある災害で活動する団員の安全確保などがある。

第1 火災予防

実施担当	消防本部、都市建設部、鹿沼警察署、消防団、女性防火クラブ
------	------------------------------

1 地域住民に対する指導

市（消防本部）及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火を徹底する。

また、消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブ、幼少年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市（消防本部）、県（危機管理防災局・保健福祉部・県土整備部）、県警察、消防団、女性防火クラブ等関係機関は連携し住宅防火対策の一層の推進を図る。

また、消防法改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅等（自動火災報知設備等が設置されているものを除く）において、住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付け（新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成21年6月1日から）されたことを、あらゆる場面で、広く市民に普及促進する。

また、設置から10年が経過する住宅用火災警報器については、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなる懸念があることから、定期的な点検実施の促進、故障した本体の交換や老朽化した本体の交換の推奨など、具体的な維持管理実施のための働きかけを行う。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防指導

市（消防本部）は、消防同意制度を適正に運用し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(2) 建築指導

市（都市建設部）は、建築物の新築・増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

4 防火管理者の育成

市（消防本部）は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

5 予防査察の強化・指導

市（消防本部）は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきたことを踏まえ、市（消防本部）は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

市（消防本部）は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第 17 条に規定する消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

特に、防火対象物定期点検報告制度を推進し、点検報告対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

第 2 消防力の強化

実施担当	総合政策部、消防本部、教育委員会
------	------------------

1 組織の充実強化

市（消防本部）は、消防力の整備指針（消防庁、平成 12 年）に基づいた消防組織の強化に当たって、長期的な視点をもって、効率的に進めるものとする。

特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市（消防本部）は、消防力の整備指針により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、消防水利の基準（消防庁、昭和 39 年）等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

市（消防本部）は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市（消防本部）は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性防火水槽等の設置

市（総合政策部、消防本部、教育委員会）及び県は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じて耐震性貯水槽や防火水槽等の整備、プールの耐震化等を図り、必要な水利を確保する。

4 化学消火剤の備蓄

市（消防本部）は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

第3 救急・救助力の強化

実施担当	消防本部
資料編	(資料)- 95 鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

1 救急・救助体制用車両・資機材等の整備

市は、消防力の整備指針等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

- (1) 救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成
- (2) 救助工作車、高規格救急車、はしご車等の車両の整備
- (3) 高度救急・救助用資機材の整備

2 医療機関との連携強化

市は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

3 鉄道機関との連携強化

市は、鉄道災害発生時において迅速かつ的確に消防活動を行うため、鉄道機関との連携を強化する。

第 4 消防応援受入体制の整備

実施担当	消防本部、鹿沼警察署
資 料 編	(資料)- 31 東北自動車道消防相互応援協定 (資料)- 33-1 特殊災害消防相互応援協定

市は、消防応援協定等に基づく応援の要請、受け入れ体制を具体化し、円滑に応援を受け入れる体制を確保する。

1 航空消防応援

県（危機管理防災局）と協力して、円滑な広域航空消防応援を受けるため、他県等のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

2 緊急消防援助隊の受け入れ

県外からの緊急消防援助隊が被災市町村長等の指揮の下円滑に活動できる体制の確保を図るため、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」及び「北西ブロック受援計画」及び「鹿沼市消防本部受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項を熟知しておく。

3 特殊災害消防相互応援協定

「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県（危機管理防災局）と県消防長会で平成 16 年 4 月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、関係機関との有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

また、高速道路における火災、事故等に対処する「東北自動車道消防相互応援協定」についても、これに準じて充実強化を図る。

4 広域消防応援訓練

県内全消防本部による合同訓練に参加し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努める。

また、他の消防機関と個々に締結した消防相互応援協定についても、これに準じて整備を図る。

5 警察、自衛隊等との連携強化

市内に大規模災害が発生した場合、警察署、自衛隊、県等と連携を密にしながら、初期の段階における消火、救助、搜索等を迅速かつ的確に実施できる体制を確立するため初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

第14節 医療救護体制の強化

《課 題》

大地震時により多数の建物倒壊が発生した場合には、医療施設やスタッフが被災する中で、挫滅症候群（※）等の緊急医療を要する患者が多発するおそれがある。

このため、市及び医療関係機関は、大規模災害時にも医療機能を維持するよう、医療施設、資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。

※挫滅症候群：クラッシュシンドロームともいう。長時間、倒壊家屋の下敷きになった人が救出後に容態が急変して死亡する病気。四肢が潰される事により細胞中のカリウムが血液に流れ出て「高カリウム血症」になり、心臓に悪影響を及ぼし死に至る。生埋め後長時間経過してから救出された被害者については人工透析、点滴・輸血などの適切な処置が必要。

実施担当	消防本部、保健福祉部、上都賀郡市南部地区医師会、鹿沼歯科医師会、鹿沼薬剤師会、日本赤十字社栃木県支部
------	--

1 市の対策

市は、医師会等と協力して、災害時の応急医療体制を整備する。

- (1) 救護所設置予定施設（市民情報センター及びコミュニティセンターを予定）の機能性や防災性を点検する。
- (2) 救護所での救護活用に必要な医薬品、資機材の内容を検討し、備蓄又は円滑な調達体制を確立しておく。

また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

- (3) 救護班の編成内容、出動先等を決めておく。
- (4) 後方医療機関について、医療機能や防災性能の強化、臨時ヘリポート等の整備を推進する。

2 医療機関の対策

市内の医療機関は、災害時にも医療能力を維持できるよう次の対策に努める。

- (1) 施設の耐震性確保
- (2) 自家発電装置の確保（断水、浸水対策等も考慮）
- (3) 自家用井戸の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化
- (4) 手術用酸素ボンベ等の確保
- (5) 防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。
- (6) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (7) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (8) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (9) 重症患者、高齢者、障害者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。また、高齢者保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (10) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第15節 緊急輸送対策の強化

《課 題》

地震時には、道路構造物や付帯施設の被災、信号機の停止、沿道の倒壊物や斜面崩壊等による道路閉塞等が発生したり、風水害時には道路の冠水等、様々な通行障害が発生する中で、地域内での緊急車両の通行、地域外への患者搬送、地域外からの応援の受入れ等が必要となる。このため、地域内の拠点間の緊急輸送、地域外との緊急輸送を可能とするネットワークを整備する必要がある。

第1 緊急輸送道路の整備

実施担当	都市建設部、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、鹿沼警察署
------	--------------------------------

1 緊急輸送道路の整備

各道路管理者は、緊急輸送道路について、耐震基準や防災点検・調査の結果をふまえて、必要な対策を順次実施する。

＜緊急輸送道路の機能〔必要な整備等〕＞

各災害対策拠点（災害対策本部、避難所、物資集配拠点、後方医療機関、臨時ヘリポート等）のネットワークを確保するための道路〔耐震・崩壊・落石等の対策、代替路線の確保等〕

2 緊急輸送道路の資機材等の整備

緊急輸送道路の道路管理者と警察は連携して、災害時の緊急車両の通行確保の方法を具体化し、情報収集、道路啓開、通行規制等に必要な体制、資機材の整備に努める。

第2 ヘリポート等の指定・整備

実施担当	総合政策部、消防本部、教育委員会
資料編	(資料)- 79 臨時ヘリポート設置基準 (資料)- 81 臨時ヘリポート等一覧表 巻末図 6 孤立危険地区分布図

1 臨時ヘリポートの指定・整備

市（総合政策部、消防本部）は、緊急輸送道路や防災拠点（災害対策本部、避難所、物資集配拠点、後方医療機関等）の指定状況をふまえ、次の機能を確保するための空地を検索し、臨時ヘリポートに選定する。

また、臨時ヘリポートの開設・運営方法を具体化し、必要な資機材の整備に努める。

＜臨時ヘリポートの機能＞

- (1) 陸上輸送が寸断する区間等を補完するためのヘリポート等
- (2) 迅速な輸送を要する区間（後方医療機関への患者搬送等）

2 物資集配拠点の整備

市（教育委員会）は、外部からの救援物資等の受け入れ、また、市内の避難所等への配送拠点となる物資集配拠点（協定物流施設、鹿沼総合体育館）について、必要な機能、性能を確保する。

- (1) 施設の防災性能（耐震性、耐水性等）
- (2) 大型トラック等の進入路、臨時ヘリポート
- (3) 災害対策本部との通信手段

第 3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

実施担当	総合政策部、防災関係機関
資 料 編	(様式)- 24 緊急通行車両の様式

市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両を継続的に整理し、災害時の車両の運用体制を整備する。また、必要に応じて緊急通行車両の事前届出を行う。

第16節 防災拠点の整備

《課 題》

大きな地震が発生した場合には、公共施設等も損壊、停電等により市の災害対策の中核機能を確保できない可能性がある。また、本市は市域が広大であることから、地区ごとに災害対策活動を支援する拠点が必要である。

実施担当	総合政策部、行政経営部、市民部、消防本部、防災関係機関
------	-----------------------------

市及び防災関係機関は、想定される地震や風水害が発生した場合において、災害対策の活動拠点が最低限の機能を維持できるよう、建物やライフライン設備等の防災性能を点検し、耐震化、不燃化、非常電源、無線、備蓄品等、必要な整備、改良を順次進めていく。

市の主な災害対策拠点の諸元

機 能	名 称	建築年・構造	洪水浸水想定	土砂災害警戒区域	備 考
災害対策本部①	本庁舎（行政棟）	2021・鉄骨	—	—	自家発電あり
災害対策本部②	消防本部	1990・R C	黒川 0.5m 未満	—	自家発電あり
地区連絡所	北部防災コミュニティセンター （菊沢コミュニティセンター）	2001・鉄骨	—	—	自家発電あり
地区連絡所	板荷コミュニティセンター	1984・鉄骨	—	—	太陽光発電あり
地区連絡所	加蘇コミュニティセンター	1998・鉄骨	—	急傾斜	太陽光発電あり
地区連絡所	南摩コミュニティセンター	1998・R C	大芦川 0.5m 未満	—	一部鉄骨
地区連絡所	西大芦コミュニティセンター	2023・木造	大芦川 0.5～3.0m 未満	土石流	太陽光発電あり
地区連絡所	北大飼コミュニティセンター	2021・木造	—	—	
地区連絡所	南押原コミュニティセンター	2015・木造	黒川 0.5m 未満	—	
地区連絡所	東大芦コミュニティセンター	1978・R C	—	—	
地区連絡所	東部台コミュニティセンター	1983・S R C	—	—	
地区連絡所	北押原コミュニティセンター	2010・木造	黒川 0.5m 未満	—	
地区連絡所	栗野コミュニティセンター	1994・R C	栗野川 0.5～3.0m 未満		
地区連絡所	粕尾コミュニティセンター	1948・鉄骨	栗野川 0.5～3.0m 未満	急傾斜、土石流	2006 改修
地区連絡所	永野コミュニティセンター	1957・木造	—	急傾斜、土石流	2006 改修
地区連絡所	清洲コミュニティセンター	2006・木造	思川 0.5m 未満	—	
物資集配拠点	協定物流施設 ※（資料）-169 及び 175 参照				
	鹿沼総合体育館	1998・鉄骨	—	—	自家発電あり
緊急通行車両用駐車場等	本庁舎駐車場（来庁者用含む）	—	—	—	

第 17 節 建築物の災害予防

《課 題》

地震による死者のほとんどは倒壊した建物や家財等による圧死である。また、地震等で被災した建物や宅地は、余震等による二次災害の危険がある。さらに、被災住宅の復旧は、生活再建の重要なテーマとなるが、公的支援や義援金等では住宅再建は困難である。

実施担当	都市建設部
------	-------

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 25 年 11 月施行、以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、鹿沼市建築物耐震改修促進計画を策定、耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

(1) 特定建築物の耐震化

耐震改修促進法による特定建築物（不特定多数の者が利用する一定規模の建築物）の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を促進するとともに、必要に応じて、指導及び助言を行う。

(2) 民間住宅の耐震化

市の「木造住宅の耐震診断補助制度」及び「木造住宅の耐震改修補助制度」の活用を推進するとともに、地震防災マップを作成、公表して、地盤のゆれやすさを住民に周知することにより、民間木造住宅等の耐震化を促進する。

(3) 公共建築物の耐震化

防災拠点施設等、防災上の重要度に応じて、耐震診断、耐震改修を促進する。

2 応急危険度判定体制の確立

市は、鹿沼市震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、災害時に判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等の備品を計画的に備蓄する。また、判定士の派遣体制、連絡網の整備等、実施体制を整備する。

3 建築物の落下物対策の推進

(1) ブロック塀等の倒壊防止

市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法やコンクリートブロック塀設計規準（日本建築学会）等に基づき、住民等に対して十分な指導や啓発を行い、安全対策を推進する。

(2) 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民等への指導や啓発を行う等、安全対策を推進する。

第18節 ライフライン等災害予防対策

《課 題》

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、洪水が収まった直後から洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、重要ルートの防災性能向上とライフラインの柔軟性確保の両面から整備を推進するとともに、被災した場合にも迅速に復旧できる体制づくりを推進する。

第1 上水道

実施担当	上下水道部
------	-------

市は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設の耐震化等、防災性能の強化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

2 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図を作成する。

3 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

4 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に、重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震等による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

5 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

6 配水路管等の改良

耐震化対策として老朽管路を更新し、被災時における被害の軽減を図る。

7 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

8 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

9 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第2 下水道、その他市設置による生活排水処理施設

実施担当	上下水道部
------	-------

1 施設の整備

市は、施設の新設、増設に当たっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

なお、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2 危険箇所の改善

市は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第3 電力施設

実施担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備・点検、防災訓練の実施、応援体制の整備等、防災体制を整備する。

第4 都市ガス

実施担当	(株)エナジー宇宙
------	-----------

(株)エナジー宇宙は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備・点検、防災訓練の実施、応援体制の整備等、防災体制を整備する。

第5 電気通信施設

実施担当	NTT各社、KDDI(株)
------	---------------

NTT各社、KDDIは、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から応急復旧体制の強化、災害対策用資機材の整備・点検、防災訓練の実施、応援体制の整備等、防災体制を整備する。

第6 鉄道施設

実施担当	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	--------------------

鉄道事業者は、構造物の建造に当たっては、耐震性等に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により防災性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造に当たっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

3 運転規則

災害発生により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第7 バス

実施担当	関東自動車(株)
------	----------

1 旅客の安全確保体制の確立

バス事業者は、運行区間にかかる災害危険箇所（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）を把握し、警報（洪水予報、土砂災害警戒情報等）や避難指示等の情報収集・伝達体制、旅客の安全確保体制を確立する。

2 旅客の帰宅支援体制の確立

バス事業者は、鉄道事業者と協力して、災害により運行が長期間停止する場合を想定し、代替輸送体制、滞留者や避難所入所者への交通情報提供体制の整備に努める。

第 19 節 危険物施設等災害予防対策

《課 題》

地震等の影響で危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏洩、流出した場合には、爆発、火災、汚染等により周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。このため、それぞれの法令により規制、指導を行うほか、保安体制や応援体制の確立を推進する必要がある。

第 1 消防法上の危険物

実施担当	消防本部、危険物施設の所有者等
------	-----------------

1 危険物施設の所有者等の対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安業務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡・調整して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部の対策

- (1) 危険物施設の設置者に対し、施設の設置又は変更の申請に当たっては、法を遵守し、災害による影響を考慮した位置、構造、設備とするよう啓発する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性等の防災性能の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取り扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第 2 火薬類

実施担当	消防本部
------	------

市は、県（産業労働観光部）や関係機関が行う、災害に起因する火薬類事故に備えた、火薬類の安全確保対策に協力する。

第 3 LP ガス

実施担当	消防本部、LP ガス販売事業者等
------	------------------

市は、LP ガス販売事業者等が行う次の対策を推進する。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害によるLP ガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ等の安全機器の整備を促進する。
- (2) 災害時等における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 販売事業者等の災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害等に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- (4) 事務所・店舗の被害を軽減するため、建物の耐震性の向上を図り、消費者の保安を確保する。

第 4 高圧ガス

実施担当	消防本部、高圧ガス事業者
------	--------------

市は、高圧ガス事業者が行う次の対策を推進する。

1 災害予防措置の実施

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- (2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど、安全対策を推進する。
- (3) 多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、チェーン掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。
- (4) 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (5) 緊急時には、高圧ガス設備を速やかに点検できる体制を整備する。
- (6) 高圧ガス移動の際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
- (2) 自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時におけ

る従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会、(一社)栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第 5 毒物・劇物

実施担当	消防本部、毒物又は劇物を取り扱う者
------	-------------------

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならない。

市は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、県（保健福祉部）が行う毒劇物の管理の徹底等の対策に協力する。

第 6 放射性物質

実施担当	消防本部、放射性同位元素等取扱施設の管理者等
------	------------------------

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設の管理者等は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ市、警察、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 市の対策

- (1) 県が平成 14 年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、県と協力して、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 県と協力して、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- (3) 県と協力して、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。
- (4) 県と協力して、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第20節 文教対策の強化

《課 題》

近年、総合的な学習の時間、特別活動などさまざまな機会をとらえて、学校での防災教育が進められている。また、市民の自助・共助の精神を育むには、幼少期から防災教育を行うことが効果的であり、児童・生徒等が学校で習得した内容は、家庭でのコミュニケーションにより、親や兄弟等にも波及する効果も期待される。

第1 公立学校の対策

実施担当	教育委員会、校長等
------	-----------

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、学校保健安全法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

＜学校安全計画作成上の留意点＞

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込む。

(1) 防災教育に関する事項

- ・ 学年別、月別の関連教科、特別活動及び総合的な学習の時間における指導事項
- ・ 課外、学校行事等における指導事項

(2) 災害に関する管理業務及び組織活動

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

2 学校等の防災体制の確立

校長等は、次の対策を講じる。

(1) 事前対策の確立

災害発生時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

災害時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は県（教育委員会事務局）と連携して、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行う。

ア 防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

イ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は県（教育委員会事務局）と協力して、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

実施担当	教育委員会
------	-------

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、美術館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策の確立に努める。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策に努める。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市及び県（教育委員会事務局）は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施に当たっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会の充実に努める。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように努める。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修の充実に努める。

第3 私立学校の対策

実施担当	教育委員会、私立学校の長
------	--------------

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行なう。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じるよう助言等を行い、市はこれに協力する。

第4 文化財等の安全対策の促進

実施担当	教育委員会
------	-------

市は、県と協力して、文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、

助言を行う。

- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 文化財防火デー（1 月 26 日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第 21 節 相互応援体制の強化

《課 題》

地域の防災力の限度を超える災害では、市外の自治体からの応援を求め、迅速に受け入れる必要がある。このため、本市で大規模災害が発生した場合に応援が可能な自治体等と、あらかじめ協定を締結し、相互応援体制の充実を図る必要がある。

実施担当	総合政策部
------	-------

1 県内市町間相互応援協定の適切な見直し

市は、単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、その運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、市は、できるだけ多くの県内外の市区町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等、平常時から連携体制の強化を図る。

(1) 県内市町との協定

1 に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

(2) 県外市町村との協定

必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

(3) 「災害時の情報交換に関する協定」の適切な運用

平成 24 年に国土交通省関東地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を締結した。被災時における情報連絡員の受け入れ体制を整備するなど、その適切な運用を図る。

3 応援の受け入れ体制の整備

災害発生時に他市町等からの応援が円滑に受け入れられるよう、応援業務従事職員の受け入れ体制の整備に努めるとともに、迅速な応援要請や円滑な調整、効果的な災害対応業務を遂行するための受援計画を定め、適宜見直しを図る。

第 22 節 大規模火災等予防対策

《課 題》

市街地火災、ビル火災等が発生した場合には、現場の特性に応じた迅速な救助活動が必要となる。また、林野火災により荒廃した箇所は、その後の降雨等で、倒木の流下、土砂災害等が発生しやすくなる。

第 1 火災予防対策の推進

実施担当	消防本部、経済部、鹿沼市森林組合、栗野森林組合
------	-------------------------

1 予防査察の強化

市（消防本部）は、消防法に規定する山林等の消防対象物の用途、地域等に応じて予防査察を計画的に実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災の発生や拡大の排除に万全を期すよう指導する。

また、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

2 入山者等への防火意識の啓発

市（経済部）は県（環境森林部）と協力して、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を行う。

3 防火知識の普及啓発

市（消防本部、経済部）は、県（危機管理防災局・環境森林部）と協力して、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

第 2 堆積物対策

実施担当	環境部、消防本部
------	----------

市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、火災の危険性がある古タイヤ等の野外堆積物（古タイヤ等）を多量に保管している場所について、廃棄物担当（県環境森林部、市環境部）等との連携を密にして、堆積場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第 3 林野等の整備

実施担当	経済部、鹿沼市森林組合、栗野森林組合
------	--------------------

1 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定された場合、市は県と連携して、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市は、県と連携し、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第 4 消火活動への備え

実施担当	消防本部
------	------

1 消防用資機材等の整備

市は、林野火災用資機材、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

2 空中消火活動の積極的な推進

市は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

第 23 節 交通事故関係災害予防対策

《課 題》

航空機の墜落、道路トンネル等での多重衝突、山岳道路でのバスの転落、列車の衝突や脱線事故、行事等での群衆事故等により、多数の死傷者が発生した場合には、現場の特性に応じた迅速な救助活動等が必要となる。

このため、関係機関は、それらの大規模事故の発生を予防するとともに、事故発生時に連携して円滑に救助活動等を行える体制を整備する。

第 1 事業者・管理者等の情報提供

実施担当	都市建設部、経済部、鹿沼土木事務所、県西環境森林事務所、鹿沼市森林組合、栗野森林組合、日光森林管理署、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	---

1 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

森林関係者（市経済部、県西環境森林事務所、森林組合、森林管理署）は、林道について道路対策に準じた対策を行う。

2 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

第 2 安全な運行の確保

実施担当	都市建設部、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	--

1 道路交通

(1) 道路施設等の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 鉄道交通

(1) 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって

被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

(2) 乗務員及び保安要員教育の実施

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

(3) 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第 3 交通施設等の安全対策

実施担当	都市建設部、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	--

1 道路施設の安全対策

道路管理者は次の対策を行う。

- (1) 道路における災害を予防するための必要な施設整備
- (2) 道路施設等の安全を確保するための必要な体制等の整備
- (3) 道路防災対策事業等を通じての、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備の計画的かつ総合的实施

2 鉄道の安全対策

鉄道事業者は次の対策を行う。

(1) 鉄道施設の安全対策

- ア 軌道や路盤等の適切な保守、線路防護施設の整備促進
- イ 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- ウ 道路管理者と連携しての、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良等

(2) 鉄道車両の整備

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

第 4 迅速かつ円滑な応急対策への備え

実施担当	都市建設部、環境部、保健福祉部、消防本部、鹿沼土木事務所、東日本高速道路(株)、宇都宮国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
------	---

1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、情報収集・伝達体制の整備や消防機関等との連携の強化に努める。

市は、第 13 節の第 3 に準じて大規模事故に備える。

2 医療活動への備え

- (1) 市（消防本部、保健福祉部）は、県、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関とともに、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 市（消防本部、保健福祉部）は、県、鉄道事業者及び道路管理者とともに、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

3 消火活動への備え

- (1) 道路管理者及び消防機関等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (2) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (3) 市（消防本部）及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

4 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

市（消防本部、環境部）は県（危機管理防災局・県土整備部）と協力して、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

ア 市（消防本部）は県（県土整備部）と協力して、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 市（消防本部）は、県、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 市（消防本部、環境部）は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

5 代替輸送への備え

鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

6 関係機関の防災訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、県（各部局）及び市は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第 24 節 放射性物質等運搬事故予防対策

《課 題》

核燃料物質の事業所外運搬事故等が発生した場合には、目に見えない災害に対して的確な措置を求められることになる。このため、関係機関は原子力災害の特徴を把握し、事故発生時には専門家等と連携して円滑に対策を行える体制を整備する必要がある。

実施担当	消防本部、放射性同位元素等取扱事業者
------	--------------------

1 事業者の対策

放射性同位元素等の規制に関する法律、医療法及び薬事法等の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

2 市の対策

(1) 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

(2) 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

(3) 除染の効果的实施

除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

(4) 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第 25 節 原子力災害予防対策

《課 題》

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本市においても、農林水産物の出荷制限や風評被害、除染への対応など、市民生活等に多大な影響を及ぼした。

県内には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する対応を明確にする必要がある。

第 1 初動体制の整備

実施担当	総合政策部、環境部
------	-----------

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、平常時から県との間で原子力災害に関する情報の交換に努め、原子力発電所等における異常事態等の発生時の情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

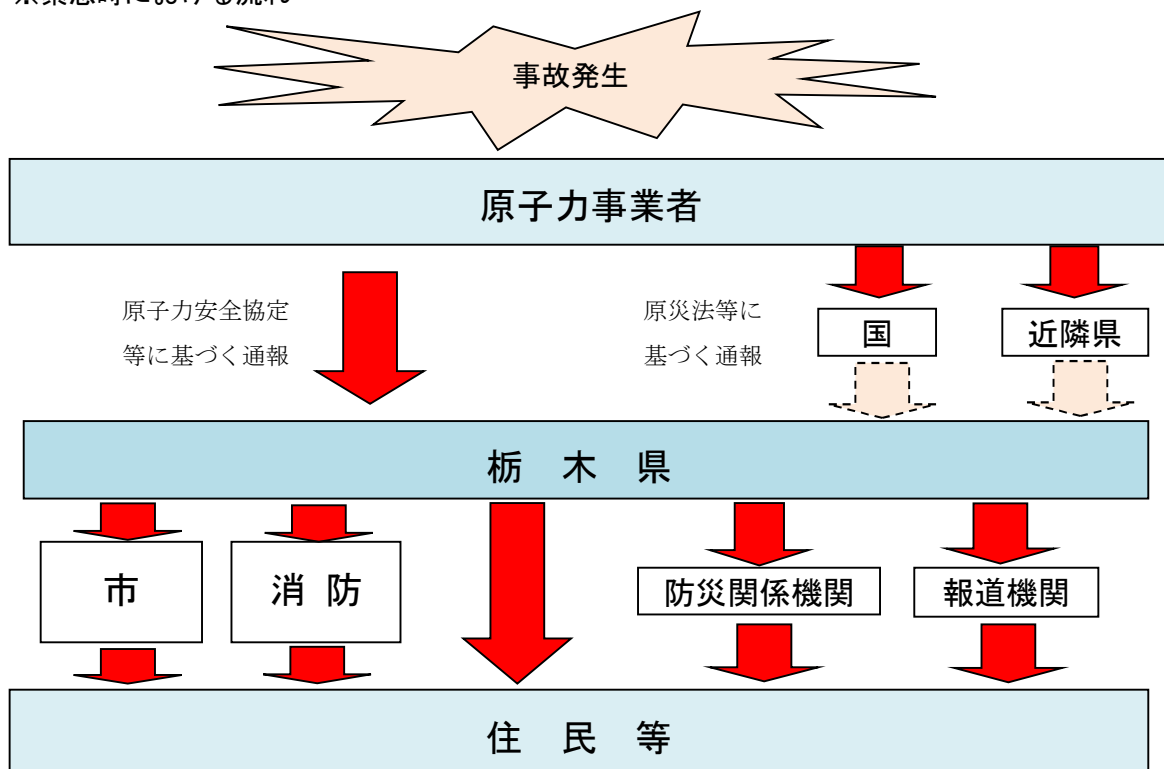
2 情報の分析整理

市は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

3 通信手段の確保等

市は、県、国等と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網等の整備・拡充を図る。

※緊急時における流れ



第 2 住民等への情報伝達体制の整備

実施担当	秘書室、総合政策部、市民部、保健福祉部、消防本部、防災機関
------	-------------------------------

1 情報伝達体制の整備

市は、防災情報アプリ、ケーブルテレビ、防災情報メール等、様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

3 相談窓口の設置

市は、県、県警察、消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

4 情報提供項目

市は、県や国と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第 3 避難活動体制等の整備

実施担当	総合政策部、市民部、保健福祉部、消防本部、防災機関
------	---------------------------

1 避難体制等の整備**(1) 避難計画の策定等**

市は、屋内退避及び避難誘導計画の策定を行う。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

(2) 避難所の指定等

市は、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。また、市及び警察、消防機関等は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

2 避難指示（緊急）の判断

(1) 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期値設定	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なものの一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

(2) 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z (urgent protective action planning zone:緊急時防護措置準備区域) 外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて栃木県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び本市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

本市はこれらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

(3) 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来の E P Z (Emergency Planning

Zone：緊急時計画区域）の範囲を超えて、半径 20 k m 圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

(4) 要配慮者等への対応

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第 4 モニタリング体制の整備

実施担当	総合政策部、環境部、こども未来部、経済部、都市建設部、教育委員会
------	----------------------------------

1 モニタリングによる監視の実施等

市は、人や環境への放射線の影響を把握するため、平常時から、環境放射能モニタリングを実施する。

また、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、環境放射能モニタリング強化時の調査等を県、国と連携して行う。

2 モニタリング体制の整備

市は、平常時・緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

また、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成し、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

3 関係機関との協力体制の整備

市は、緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第 5 住民等の健康対策

実施担当	総合政策部、環境部、保健福祉部、医療機関、日本赤十字社栃木県支部
------	----------------------------------

1 資機材の整備等

市は、県が行うスクリーニング、人体への除染等の実施に必要な資機材の整備及び、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備・維持管理に対し、協力をする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、国等と相互に密接な情報交換を行うよう努める。

2 医療救護活動体制の整備

(1) 基本方針

市は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における医療救護活動を中心に体制を整備する。

(2) 関係機関の協力の確保

関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

また、救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力する。

(3) 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

安定ヨウ素剤の備蓄は国が行うこととしているため、本市としては、国の備蓄や配布方法等の検討状況を踏まえ、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第 6 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

実施担当	環境部、経済部
------	---------

1 検査体制の整備

市は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟するよう努める

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第 7 児童生徒等の安全対策

実施担当	総合政策部、こども未来部、教育委員会
------	--------------------

1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第 8 住民等に対する普及・啓発活動

実施担当	総合政策部、保健福祉部、環境部
------	-----------------

1 住民等に対する普及・啓発

市は県と協力し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項の啓発普及活動を実施する。

【普及啓発活動を行う事項】

- ①放射性物質及び放射線の特性
- ②原子力発電所等の概要
- ③避難等施設の位置
- ④原子力災害とその特性
- ⑤放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑥本市の平常時における環境放射線の状況
- ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧屋内退避・避難
- ⑨安定ヨウ素剤の服用
- ⑩放射性物質による汚染の除去
- ⑪その他必要な事項

2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、県や国等の実施する原子力防災に関する研修等を積極的に活用する。

【研修事項】

- ①原子力防災体制及び組織
- ②原子力発電所等の概要
- ③原子力災害とその特性
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑤放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ⑥緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
- ⑦緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- ⑧その他緊急時対応に関すること

第 9 防災訓練の実施

実施担当	総合政策部、環境部
------	-----------

1 訓練計画の策定及び実施

市は、県が実施する総合訓練や以下に掲げる防災活動についての計画策定及び訓練の実施に協力し積極的に参加する。

- ①災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- ②緊急時通信連絡訓練
- ③緊急時の県モニタリング訓練
- ④県民等に対する情報伝達訓練